令和　元 年
１１ 月 ２９ 日

ふれあい通信

第２１号

年末の交通安全県民運動

令和元年12月1日（日）から12月31日（火）

運動の重点

① 高齢ドライバーを含む高齢者と子どもの交通事故防止
② 夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止
③ 全席シートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
④ 飲酒運転の根絶
⑤ 横断歩道利用者ファースト運動の推進
⑥「あおり運転」「ながら運転」の防止

注意 POLICE 年末に交通死亡事故や重大事故が多発！！

① 高齢者（65歳以上）と子どもの交通事故の特徴は、交通事故死者の4割以上を高齢者が占めている。幼い命が奪われる交通死亡事故が発生するなど、子ども（中学生以下）の交通事故による死者が増加している。

② 夕暮れ時と夜間は、反射材の着用を！　また、自転車のライトを忘れずに点灯しましょう！

③全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用を！

④飲酒運転は犯罪です！
自転車の飲酒運転も違反です！

⑤横断歩道は歩行者優先です。

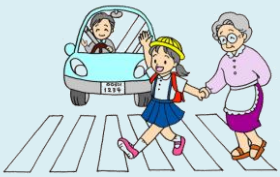

⑥「あおり運転」は重大な交通事故につながる悪質・危険な行為です。
12月1日から道路交通法の一部改正により、「ながら運転」が厳罰化される事態を重く受け止め、運転に集中しましょう。

令和元年12／1施行 道路交通法改正により

運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

携帯電話使用等（保持）

運転中にスマホ等を使用

罰則	6月以下の懲役又は10万円以下の罰金
反則金	大型…2万5千円 普通…1万8千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円
点数	3点

携帯電話使用等（交通の危険）

さらに事故を起こした

罰則	1年以下の懲役又は30万円以下の罰金
反則金	適用なし（反則金制度の対象外となり、すべて罰則の対象に）
点数	6点（免許停止）

★道路交通法の一部が改正されました★

運転免許証の再交付について

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合として、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等が追加されました。

運転経歴証明書について

運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。

また、運転経歴証明書の交付を申請できる公安委員会が現在の住所地を管轄する公安委員会となります。

「安全運転相談ダイヤル」の開設

★「自動車の運転が不安だ」「うちの親は最近運転が心配」
などの運転適性相談を受け付けるダイヤルです。

全国統一電話番号：【#8080（シャープ、ハレバレ）】

◆受付時間　平日（月曜日から金曜日）8時30分から17時15分まで
※祝日・休日及び年末年始（12月29日から1月3日）は受付できません。

施設の窓口に掲示するなど、必要な方々にご覧いただけるようご協力ください。

滋賀県警察本部交通企画課 高齢者交通安全推進室 ふれあいチーム
TEL 077-522-1231（代表）　Eメール x0022@police.pref.shiga.jp